

## 熊本地方裁判所委員会（第42回）議事概要

日 時 令和4年7月6日（水）午後1時30分～午後3時30分

場 所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 民事裁判手続のIT化について

出席者

（委員） 上山秀嗣、小田栄一、片山昭人、倉田賀世、小出史、塚田一成、中山貴博、濱本昌宏、平島正道、福居浩一、益田博文、松永拓也、若松敬昭、渡辺哲也（五十音順、敬称略）

（説明者） 民事第2部品川部総括判事、道場判事

（事務担当者） 民事第2部品川部総括判事、道場判事、三井民事首席書記官、請園事務局長、藤原事務局次長、福島総務課長、福山総務課課長補佐

議事要領

第1 所長挨拶

第2 新任委員紹介

第3 委員長の互選及び委員長代理の指名

- 1 委員の互選により、熊本地方裁判所長片山昭人が委員長に選任された。
- 2 委員長は、委員長代理として平島正道委員を指名した。

第4 議事

- 1 民事裁判手続のIT化について、道場判事から説明した後、道場判事等による民事模擬裁判（ウェブ会議）のデモンストレーションを実施した。
- 2 意見交換及び質疑応答

【●＝委員長、○＝委員、■＝説明者】

- 本日の意見交換及び質疑応答において、①概要説明及び民事模擬裁判

(ウェブ会議)についての御感想や御意見、②①や現状の民事裁判の課題を踏まえて、これからの(I T化後の)民事裁判に対する期待、③所属団体等におけるデジタル化の状況、デジタル機器の活用や工夫例について御意見を伺いたい。

- 当事者本人が自宅でウェブ会議に参加することも考えられるのか。
- 法律上は問題ないが、画面上見えないところで弁護士以外の者が指図するなどの問題も起こり得るため、当事者本人が自宅でウェブ会議を行う運用は慎重に検討する必要がある。
- 全面的にI T化に移行すると代理人を選任しなくなると、その費用が当事者にとって不利益になるのではないか。
- 本人訴訟においては、これまでどおり紙で書面を提出できることになっている。また、I T化の法改正の検討の中でも、I T機器の操作等に関し、当事者本人に対するサポートが必要とされており、フェーズ3の段階までに、誰がどのような形で当事者本人のサポートを行うかの検討がされていくと考えられる。
- 説明及びデモンストレーションが非常に分かりやすかった。I T化後の訴状の送達について、当事者が実際にダウンロードしたかどうかの確認はどのように行うのか。
- 最高裁でシステムを構築中であり、詳細は把握していないが、当事者がダウンロードしたことが分かるシステムになるのではないか。
- 民事裁判手続のI T化により、訴訟手続にスピード感が出て迅速に解決することができるというメリットがあると考えられる。

他方で、我々も職場でテレビ会議を取り入れているが、情報セキュリティ上の不安があることから、大事な会議は直接会って会議をするようにしている。裁判手続について盗聴される可能性も考えられるのではないか。この点、諸外国における裁判手続のI T化に関する普及状況について分か

る範囲で教えていただきたい。

- 情報セキュリティの観点で配慮が必要であることは、IT化の法改正の検討の中でも話題となっており、最高裁において情報セキュリティの観点にも配慮したシステム設計をしていると思われる。

諸外国における裁判手続のIT化に関する普及状況として、韓国やイギリスではかなり進んでいてほとんどオンラインで書面が提出されていると聞いている。

- 本日の「民事裁判手続のIT化について」の説明の中で、平成29年6月に閣議決定をして民事裁判手続のIT化が始まったという説明をしたが、OECD加盟国における日本の司法分野におけるランクがかなり下の順位だったことがそもそもの始まりであった。過去に韓国やシンガポールの裁判手続のIT化の状況を映像で見たことがあるが、既にフェーズ2やフェーズ3の段階にあり、日本は遅れていると感じた。

- 情報セキュリティについても関心はあるが、裁判所が正しい判断を行うことができるのかについて、一般市民として最も関心がある。書証の取調べをデータのみで実施するのか、証人尋問はカメラ越しで行うのか、それで十分な心証を取ることができるのかなどについて関心がある。これまでのウェブ会議の経験も踏まえて教えていただきたい。

- 書証の取調べはおそらく電子データで行うことになると思われる。ただし、当事者間に偽造であるなどの争いがある場合は、原本を裁判官が確認することになると思われる。これまでの民事裁判においても、当事者間に争いがないことを前提に写しを裁判所に提出してもらい、当該写しを取り調べるが行われているが、原本が存在しないという主張や原本と相違があるという主張がある場合には、原本を取り調べている。また、証人等を面前で尋問する必要があると判断した場合には、法廷に出頭してもらうことになると思われる。

- 法廷自体は残るため、これまで通り尋問を実施することが予定されている。また、法律上、IT機器を利用して証人尋問を実施することも可能になっているが、いずれが原則になるかは未定である。ただし、面前の尋問と画面越しでの尋問では心理的なプレッシャーも異なるため、証人の重要性にも関わってくると思われる。
- 現在のデジタル技術では非言語情報を100パーセント伝えることはできないため、実際に目の前で尋問することに一定の意味があると考えられる。使い分けが必要になると思われる。
- 裁判手続のIT化を機に抜本的な見直しをするという話だが、これまでに具体的に見直したものがあるのか、また、見直しのプロセスとしては、地方から上げていくものなのか、それとも中央から話が下りてくるものなのか。
- 見直しの動きとしては、上から話が下りてくることもあるが、実際に事件を担当している裁判官が、弁護士と一緒に適正迅速な裁判の在り方について検討することも多い。
- 裁判手続のIT化により遠隔地でもアクセスしやすくなるという点が主たるメリットであり、当然に手続の内容が充実したものになるものではない。現在の民事裁判の課題は、本来口頭主義が前提とされているにもかかわらず、書面を積み重ねる書面主義によって審理に時間を要していることにある。この点、チームズを利用して視覚化することで、審理の口頭化が進み、重点を置いて議論すべき点がどこかについて認識の共通化を図ることにつながるのではないかと思われる。

また、見直しのプロセスとして、上から下りてくる話と、現場における議論は両輪ということが出来る。地裁ごとにばらばらにならないよう、標準化も必要であるため、技術的なものを中心に上からフレームワークは下りてくるが、我々が事件処理を通じて、この点が効率的であった、この点

で失敗したということを議論することで、より良いものにしていくことになると考えている。

- 皆様の職場のデジタル化について教えていただきたい。
- 銀行では裁判手続の関係で弁護士に領収書の写しを提出することがあるが、それなりに負担感のある作業である。銀行も人員を削減して自動化を進めているため、弁護士とのやりとりについてもデジタル化を進められると良いと考える。
- 裁判所としても調査嘱託や送付嘱託の際に銀行に御協力をいただいているところ、法改正により電磁的記録による提出が可能になったことから、今後は電磁的記録が主流になるものと思われる。
- 裁判手続がIT化されることの弁護士としての最大のメリットは、裁判所に出頭しなくても良くなる点にある。移動時間がなくなることで期日が入りやすくなり、依頼者にとっての解決も早くなる。早期解決についての依頼者のニーズは非常に高いことから、e法廷をより積極的に進めてもらいたい。

また、ペーパーレス化されることで弁護士は紙記録を保管する必要がなくなることから、コスト削減につながる上に事件の管理も容易になるというメリットがある。ちなみに私は現在1年間で100キログラムくらい記録が増えているため、大きなコストカットにつながると予想される。

他方で、弁護士でない者がこれを生業にして裁判に関与する、いわゆる非弁活動が横行する可能性もあるため、本人の同一性の確認や意思確認の在り方については、慎重に議論を進めていく必要がある。

また、裁判所の判断には、裁判所を利用する当事者の納得が求められるところ、法廷に足を運んで、当事者の話を聞いた上で裁判所が最終的に判断するという過程を踏まえているため、当事者の納得につながりやすく、和解の話もしやすいものと思われる。その意味では、今後裁判手続のIT

化が進んだとしても、当事者との直接の対面での話も大切にしてもらいたい。

- 裁判員裁判が始まる前のことを思い返せば、自分も裁判員になるかもしれないということで、国民の関心は非常に高かったと思う。他方で、今回の裁判手続のIT化については、報道はあるものの、国民から遠いところで議論が進んでいるという印象がある。法曹関係者が国民に対し、裁判手続のIT化にどのようなメリットがあるのか、今後どのように変わっていくのかをその都度目に見える形で伝えていくことで、国民に関心をもってもらう必要があると感じた。

また、IT化やデジタル化により、司法過疎をどのように解消していくかということも検討の俎上に載せて議論していただきたい。支部の弁護士が仕事をしやすくなるなど、話が良い方向に進むことを期待している。

- これまで裁判所への往復の時間を考慮すれば、弁護士事務所は裁判所の近くにないと不便であったが、裁判手続のIT化が進み、移動の必要がなくなってどこでも開業できるようになると、司法過疎との関係ではメリットが大きい。また、裁判官のてん補についても、本庁にしながら管内の事件を処理することができるようになれば良いと考える。

- IT化後、民事裁判がどのように変わっていくのかについては、裁判所としても広報を工夫していかなければならないと考えている。

- 民事裁判のうち半数近くの事件で代理人が付いていないため、代理人がついていない事件について、当事者のサポート態勢をしっかりと整えていただきたい。司法書士会としても協力したいと考えている。

- 国民により良い司法サービスを提供することが私たちの使命であることから、御協力をお願いできればと考えている。

本日いただいた貴重な御意見等は、今後の熊本地方裁判所の運営に役立てていきたい。

第5 次回期日

令和5年1月27日（金）午後1時30分～午後3時30分

第6 次回テーマ

「裁判所における人材育成と若手職員の活用」